

「山形県国民宿舎竜山荘」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県国民宿舎竜山荘」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 山形県国民宿舎竜山荘

2 募集期間 令和8年6月12日から令和8年7月17日まで

3 申請団体数 1団体

4 指定管理者として指定した団体

団体名： 株式会社川前サステナーズ

住 所： 山形市蔵王温泉 938 番の 4

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計6名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（１）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 集計結果を参考に総合的に審査し、候補者を選定

（２）評価の方法

募集要項に示す選定基準に基づき、施設の平等利用の確保、施設の目的の効率的かつ効果的な達成、施設管理を適正かつ確実に実施する能力などについて、事業計画書等の記載内容やプレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、評価を行った。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査基準	配点
1. 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。 	要件を満たしていなければ失格
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。 	
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。 	
2. 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・事業内容に偏りがいないか。 	5 点
3. 事業計画書の内容が、施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 	20 点
	施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組みは十分か。 	10 点
	利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大への取組内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 ・具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。 	7 点
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等についての提案があるか。 ・県、地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。 	5 点
4. 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。 	15 点
	財務状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 	20 点
5. その他	利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。 	4 点
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対策、緊急時の対策は妥当か。 	4 点
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。 	4 点
	地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。 	3 点
	県の施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・県が進める各種施策に対し、協力しているか。 	3 点
合 計			100 点

※基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- ①エコアクション21取得
- ②障がい者雇用
- ③子育て支援
- ④やまがたスマイル企業認定制度
- ⑤建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
- ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧女性の活躍推進
- ⑨協力雇用主としての活動
- ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む）
- ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
- ⑫その他必要と認める施策

7 選定理由

山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「株式会社川前サステナーズ」を指定管理者の候補者として選定した。

審査項目の区分 ごとの評点※	株式会社川前サステナーズ	
1	適格	
2	3.5	5.0
3	27.05	42.0
4	20.75	35.0
5	12.2	18.0
合計	63.5	100.0

- 区分1については、県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針の合致など、申請内容は基本事項に示された各項目の基準を満たしていると評価された。
- 区分2については、高齢者等の利用のしやすさへの配慮や恣意的な取扱いを行わない等の提案があり、施設の平等利用の点から評価された。
- 区分3については、蔵王の他施設で休館日を設け、1人利用を断る施設もある中で、宿泊者が1名でも受け入れていると評価された。
- 区分4については、財務状況及び運営状況の脆弱さが指摘されたが、利用料金制の中で工夫して運営している点が評価された。
- 区分5については、利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制が評価された。
- 以上、総合評価による審査の結果、「株式会社川前サステナーズ」を指定管理者の候補者とすることが適当であるとされた。

(注1) 点数は、各審査員の平均値である。

(注2) 数値は、小数第2位を四捨五入したものである。

8 指定期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

9 指定

令和8年9月議会の議決を経て、令和8年10月8日に指定管理者として指定した。